

国立大学法人東京学芸大学における障害を理由とする差別の解消の
推進に関する教職員対応要領における附属学校での留意事項

〔平成 28 年 6 月 10 日〕
〔附属学校運営会議〕

改正（施行）平30． 2． 13（30． 2． 13）

令 5． 11． 18（6． 4． 1）

国立大学法人東京学芸大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領（平成 28 年 3 月 17 日制定。以下「対応要領」という。）第 6 条及び第 7 条に定める別紙留意事項のほか、附属学校における対応については、以下のとおり定める。

第 1 不当な差別的取扱いに関する例（第 6 条関係）

対応要領第 3 条第 1 項及び第 2 項のとおり、不当な差別的取扱いに相当するか否かについては、個別の事案ごとに判断されることとなるが、正当な理由がなく、不当な差別的取扱いに該当すると考えられる例及び正当な理由があるため、不当な差別的取扱いに該当しないと考えられる例は、次のとおりである。

なお、ここに記載する内容はあくまでも例示であり、これらの例だけに限られるものではないこと、正当な理由があり不当な差別的取扱いに該当しない場合であっても、合理的配慮の提供を求められる場合には、別途の検討が必要であることに留意すること。

（正当な理由がなく、不当な差別的取扱いに該当すると考えられる例）

（以下、例示）

- 障害があることを理由に入学（園）調査等を拒否すること。
- 障害があることを理由に入学（園）を拒否すること。
- 障害があることを理由に教育活動への参加を拒否すること。
- 障害があることを理由に事務窓口等での対応順序を劣後させること。
- 障害があることを理由に施設等の利用やサービスの提供を拒否すること。
- 障害があることを理由に、試験等の評価に差をつけること。
- 障害の種類や程度、サービス提供の場面における本人や第三者の安全性等について考慮することなく、一律にあるいは漠然とした安全上の問題を理由に校（園）内の施設利用を拒否又は制限すること。

（正当な理由があるため、不当な差別的取扱いに該当しないと考えられる例）

（以下、例示）

- 実習において、アレルギーとなる材料を使用する等、実習に必要な作業の遂行

上具体的な危険の発生が見込まれる障害者に対し、アレルゲンとならない材料に代替し、別の部屋で実習を設定すること。

第2 合理的配慮に関する例（第7条関係）

合理的配慮は、不特定多数の障害者等の利用を想定して事前に行われる建築物のバリアフリー化、必要な人材の配置、情報アクセシビリティの向上等の環境の整備を基礎として、個々の障害者に対して、その状況に応じて個別に実施される措置である。その内容は、対応要領第3条第3項及び第4項のとおり、障害の特性や社会的障壁の除去が求められる具体的状況等に応じて異なり、多様かつ個別性が高いものであり、当該障害者が現に置かれている状況を踏まえ、社会的障壁の除去のための手段及び方法について、必要かつ合理的な範囲で、柔軟に対応する必要があるが、例は、次のとおりである。

なお、これらの例は、あくまでも例示であり、ここに記載する例以外であっても合理的配慮に該当するものがあること、また、個別の事案ごとに判断することが必要であることに留意すること。

（合理的配慮に当たり得る物理的環境への配慮の例）

（以下、例示）

- 車椅子利用者のためにキャスター上げ等の補助をすること。
- 図書館やコンピュータ室、実験・実習室等の施設・設備を、他の幼児・児童・生徒と同様に利用できるように改善すること。
- 移動に困難のある幼児・児童・生徒のために、普段よく利用する教室（保育室）にできるだけ近い位置に駐車可能な場所を確保すること。
- 配架棚の高い所に置かれた図書やパンフレット等を取って渡したり、図書やパンフレット等の位置を分かりやすく伝えたりすること。
- 障害特性により、授業（保育）中、頻回に離席の必要がある幼児・児童・生徒について、座席位置を適切な場所に確保すること。
- 移動に困難のある幼児・児童・生徒が参加している授業（保育）で、使用する教室をアクセスしやすい場所に変更すること。
- 易疲労状態の障害者からの別室での休憩の申出に対し、休憩室の確保に努めるとともに、休憩室の確保が困難な場合、教室内に長いすを置いて臨時の休憩スペースを設けること。
- 視覚障害者からトイレの個室を案内するよう求めがあった場合に、求めに応じてトイレの個室を案内すること。その際、同性の教職員がいる場合は、障害者本人の希望に応じて同性の教職員が案内すること。

（合理的配慮に当たり得る意思疎通の配慮の例）

（以下、例示）

- 授業（保育）や教育活動のさまざまな機会において、障害特性に応じた情報保障を行うこと。
- ことばの聞き取りや理解・発声・発語等に困難を示す幼児・児童・生徒のために、必要なコミュニケーション上の配慮を行うこと。
- 教科書・教材等の印刷物にアクセスできるよう、幼児・児童・生徒やその保護者の要望に応じて電子ファイルや点字・拡大資料等を提供すること。
- 授業中教員が使用する資料等を事前に知らせたり、事前に一読する時間を与えたりすること。
- 事務手続の際に、教職員が必要書類の代筆を行うこと。
- 間接的・抽象的な表現が伝わりにくい場合に、より直接的・論理的な表現を使って説明すること。
- 授業中のディスカッション等に参加しにくい場合に、発言しやすいような配慮をしたり、テキストベースでの意見表明を認めたりすること。

（ルール・慣行の柔軟な変更の例）

（以下、例示）

- 入学（園）調査や定期試験において、個々の幼児・児童・生徒の障害特性に応じて、試験時間を延長したり、別室受験や支援機器の利用、点字や拡大文字の使用、休憩時間の調整等を認めたりすること。
- 成績評価において、本来の教育目標と照らし合わせ、公平性を損なわない範囲で柔軟な評価方法を検討すること。
- 外部の人々の立ち入りを禁止している施設等において、介助者等の立ち入りを認めること。
- 教育活動等において、適宜休憩を取ることを認めたり、休憩時間を延長したりすること。
- 実験・実習等において、障害の特性により指示の伝達や作業の補助等が必要となる場合に、特別にティーチングアシスタント等を配置すること。
- ICレコーダー等を用いた授業の録音を認めること。
- 授業中、ノートをとることが難しい児童・生徒に、板書を写真撮影することを認めること。
- 不随意運動等により特定の作業が難しい幼児・児童・生徒に対し、教職員や支援学生を配置して作業の補助を行うこと。
- 感覚過敏等がある幼児・児童・生徒に、サングラス、イヤーマフ、ノイズキャンセリングヘッドフォン等の着用を認めること。
- 体調が悪くなるなどして、レポート等の提出期限に間に合わない可能性が高いときに、期限の延長を認めること。
- 教室内で、講師や板書・スクリーン等に近い席を確保すること。

- 入学(園)時のガイダンス等が集中する時期に、必要書類やスケジュールの確認などを個別に行うこと。
- 病気療養等で学習空白が生じる幼児・児童・生徒に対して、ICT を活用した学習活動や補講を行う等、学習機会を確保できる方法を工夫すること。
- 授業(保育を含む。)出席に介助者が必要な場合には、介助者の入室を認めること。
- 視覚障害や肢体不自由のある児童・生徒の求めに応じて、事務窓口での同行の介助者の代筆による手続を認めること。

また、合理的配慮の提供義務違反に該当すると考えられる例及び該当しないと考えられる例としては、次のようなものがある。なお、記載されている内容はあくまでも例示であり、合理的配慮の提供義務違反に該当するか否かについては、個別の事案ごとに判断することが必要であることに留意する。

(合理的配慮の提供義務違反に該当すると考えられる例)

(以下、例示)

- 入学(園)調査や定期試験等において、筆記が困難なためデジタル機器の使用を求める申出があった場合に、デジタル機器の持込みを認めた前例がないことを理由に、必要な調整を行うことなく一律に対応を断ること。
- 視覚障害者が、点字ブロックの無いイベント会場内の移動に必要な支援を求める場合に、「何かあったら困る」という抽象的な理由で具体的な支援の可能性を検討せず、参加や支援を断ること。
- 幼児・児童・生徒が、支援者と共に更衣室を利用することを希望した場合に、空いている教室など代替施設を検討することなく、設備がないという理由で対応を断ること。

(合理的配慮の提供義務に反しないと考えられる例)

(以下、例示)

- 図書館等において、混雑時に視覚障害者から職員等に対し、館内を付き添って利用の補助を求められた場合に、混雑時のため付添いはできないが、職員が聞き取った書籍等を準備することができる旨を提案すること。(過重な負担(人的・体制上の制約)の観点)
- 発達障害等の特性のある生徒から、得意科目で習得した単位を不得意な科目の単位として認定してほしい(卒業要件を変更して単位認定をしてほしい)と要望された場合、不得意科目における環境調整や受講方法の調整などの支援策を提示しつつ、卒業要件を変更しての単位認定は、教育の目的・内容・機能の本質的な変更にあたることから、当該対応を断ること。(事務・事業の目的・内容・機能の本質的な変更には及ばないことの観点)

更に、環境の整備は、不特定多数の障害者向けに事前の改善措置を行うものであるが、合理的配慮は、環境の整備を基礎として、その実施に伴う負担が過重でない場合に、特定の障害者に対して個別の状況に応じて講じられる措置である。したがって、各場面における環境の整備の状況により、合理的配慮の内容は異なることとなる。合理的配慮の提供と環境の整備の関係に係る例は、次のとおりである。

（合理的配慮の提供と環境の整備の関係に係る例）

（以下、例示）

- 障害者差別解消の推進を図るための教職員への学内研修を実施（環境の整備）
するとともに、教職員が、幼児・児童・生徒一人一人の障害の状態等に応じた配慮を行うこと。（合理的配慮）
- エレベーターの設置といった校（園）内施設のバリアフリー化を進める（環境の整備）とともに、肢体不自由のある児童・生徒が、実験室等で実験実施の補助を必要とした際に、その補助を行う学習支援者等を提供すること。（合理的配慮）
- 障害者から申込書類への代筆を求められた場合に円滑に対応できるよう、予め申込手続における適切な代筆の仕方について研修を行う（環境の整備）とともに、障害者から代筆を求められた場合には、研修内容を踏まえ、本人の意向を確認しながら担当者が代筆すること。（合理的配慮）
- 講演会等で、情報保障の観点から、手話通訳者を配置したり、スクリーンへ文字情報を提示したりする（環境の整備）とともに、申出があった際に、手話通訳者や文字情報が見えやすい位置に座席を設定すること。（合理的配慮）